

# 様式 1 公表されるべき事項(特殊法人及び認可法人用)

## 預金保険機構の役職員の報酬・給与等について

### I 役員報酬等について

#### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

##### ① 平成18年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員給与規程を人事院勧告に準じ、その都度、改正を行い、その規程に従い給与を支払うこととしている。

##### ② 役員報酬基準の改定内容

法人の長 人事院勧告に準じ、俸給月額6.6%減額し、1,141千円とした。

理事 人事院勧告に準じ、俸給月額6.6%減額し、847千円とした。

理事(非常勤) なし

監事 なし

監事(非常勤) なし

#### 2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成18年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	千円 23,144	千円 14,664	千円 6,574	千円 1,906 (特別調整給)		
理事 (4人)	千円 68,986	千円 43,536	千円 19,519	千円 5,659 (特別調整給) 272 (通勤手当)		
理事 (非常勤) (一)	千円	千円	千円	千円 ( )		
監事 (一)	千円	千円	千円	千円 ( )		
監事 (非常勤) (1人)	千円 1,848	千円 1,848	千円	千円 ( )		

注:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

3 役員の退職手当の支給状況(平成18年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘 要
	千円	年	月			
法人の長						該当なし
理事	千円	年	月			該当なし
理事 (非常勤)	千円	年	月			該当なし
監事	千円	年	月			該当なし
監事 (非常勤)	0	2	0	19.3.31		

注:「摘要」欄には、各法人が委嘱する外部の専門家又は設置する委員会による業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入する。

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 人件費管理の基本方針

職員給与の中心となる俸給については、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員と同様に職務の内容と責任に応じて決定することを基本として、「預金保険機構職員給与規程」に定める級別標準職務表において、その者の職務に含まれる複雑、困難及び責任の度等に基づき級を格付し、人件費を管理している。

なお、人件費管理の基礎となる人員計画については、平成18年度以降の5年間において、人員について5.1%の削減を行うこととする。これを実現するために、定員合理化計画に基づく定員削減を着実に実施することとし、新規増員は厳に抑制することとしている。

#### ② 職員給与決定の基本方針

##### ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

当機構の職員は、官からの出向者が多く、それぞれの出向元での給与を基準として、機構に採用する際の給与を決定している。

なお、俸給表については、人事院勧告に準じた改定を実施している。

##### イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

勤務成績が優秀な者については、賞与のうち勤勉手当の増額を行っている。

##### [能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当 (査定分)	勤務成績が優秀な者に対して、予算の範囲内で、増額支給を行っている。

##### ウ 平成18年度における給与制度の主な改正点

18年度人事院勧告に準じ、俸給表を11級制から10級制に改正し、俸給月額を平均4.8%引き下げたほか、調整手当に替えて、地域手当を新設した。

### 2 職員給与の支給状況

#### ① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成18年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	192人	46.1歳	8,746千円	6,398千円	185千円	2,348千円
事務・技術	164人	46.1歳	9,254千円	6,638千円	210千円	2,616千円
指定職	6人	41.2歳	12,256千円	8,624千円	177千円	3,632千円
民間出向職員	22人	47.3歳	4,000千円	4,000千円	0千円	0千円
嘱託職員	該当なし					

在外職員	人 該当なし	歳	千円	千円	千円	千円
------	-----------	---	----	----	----	----

任期付職員	人 該当なし	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人 該当なし	歳	千円	千円	千円	千円
指定職	人 該当なし	歳	千円	千円	千円	千円
民間出向職員	人 該当なし	歳	千円	千円	千円	千円
嘱託職員	人 該当なし	歳	千円	千円	千円	千円

再任用職員	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人 該当なし	歳	千円	千円	千円	千円
指定職	人 該当なし	歳	千円	千円	千円	千円
民間出向職員	人 該当なし	歳	千円	千円	千円	千円
嘱託職員	人 1	歳	千円	千円	千円	千円

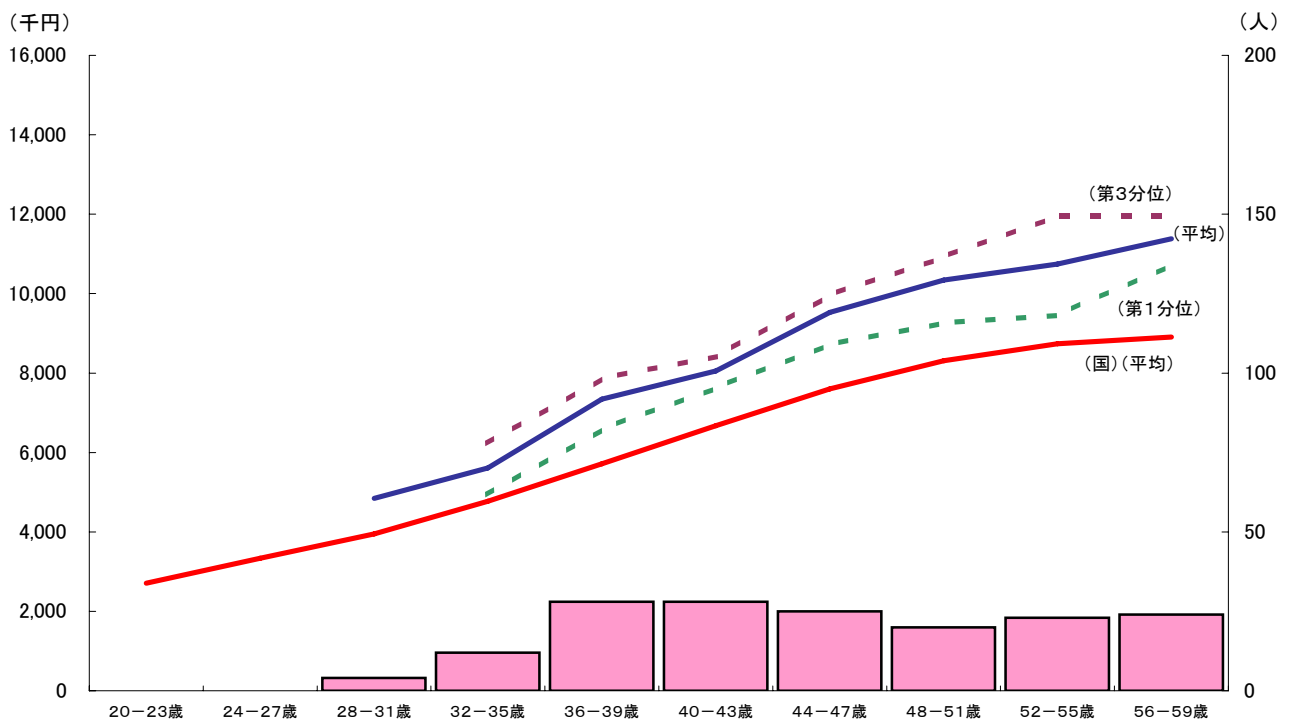
非常勤職員	人 該当なし	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人 該当なし	歳	千円	千円	千円	千円
指定職	人 該当なし	歳	千円	千円	千円	千円
民間出向職員	人 該当なし	歳	千円	千円	千円	千円
嘱託職員	人 該当なし	歳	千円	千円	千円	千円

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:当法人には、研究職、教育職に該当する者がいないため、記載を省略した。

注3:当法人における再任用職員は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから記載を省略した。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員)〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2:28～31歳の年齢階層においては、対象者が4人以下であるため、第1分位および第3分位の記載を省略した。

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
部長・同相当職	4	52.5	—	—	13,624	—	—
次長・同相当職	12	56.0	11,425	11,425	12,227	12,735	12,735
課長・同相当職	31	53.4	10,467	10,467	10,971	11,603	11,603
課長補佐・同相当職	24	51.4	8,740	8,740	9,514	10,259	10,259
係長・同相当職	84	41.4	7,044	7,044	7,951	9,054	9,054
主任・同相当職	9	35.1	4,685	4,685	5,081	5,035	5,035
係員	該当なし						

注:「部長・同相当職」は、4人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから四分位「第1分位」および「第3分位」の記載を省略した。

③ 職級別在職状況等(平成19年4月1日現在)(事務・技術職員)

区分	計	10級	9級	8級	7級	6級
標準的な職位		部長	審議役又は次長	審議役、次長又は課長	課長又は上席調査役	上席調査役又は調査役
人員(割合)	164人	0人	9人 (5.5%)	15人 (9.1%)	41人 (25.0%)	36人 (22.0%)
年齢(最高～最低)			59～47歳	59～50歳	59～38歳	58～39歳
所定内給与年額(最高～最低)			9,882～8,628千円	8,924～7,697千円	8,110～6,598千円	7,860～5,415千円
年間給与額(最高～最低)			13,998～12,199千円	12,735～10,958千円	11,384～9,339千円	10,867～7,628千円

区分	計	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		調査役	調査役又は主任	調査役又は主任	主任又は課員	課員
人員(割合)		30人 (18.3%)	14人 (8.5%)	19人 (11.6%)	0人	0人
年齢(最高～最低)		46～37歳	47～31歳	41～30歳		
所定内給与年額(最高～最低)		6,584～4,975千円	6,007～3,896千円	5,474～3,306千円		
年間給与額(最高～最低)		9,204～7,024千円	8,416～5,348千円	7,560～4,575千円		

④ 賞与(平成18年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	57.8%	60.4%	59.1%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	42.2%	39.6%	40.9%
	最高～最低	45.4～32.7%	40.6～35.9%	42.7～34.5%
一般職員	一律支給分(期末相当)	65.3%	68.7%	67%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	34.7%	31.3%	33%
	最高～最低	37.6～33.0%	32.3～30.3%	34.8～31.5%

⑤ 職員と国家公務員との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

124.6

注:当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出。

給与水準の比較指標について参考となる事項

○対国家公務員指数(法人基準年齢階層別ラスパイク指数)が110を超えている分析(理由)

- ・勤務地が東京及び大阪のみであり、地域手当を全職員に支給。
- ・業務の特性から、金融の職務経験や専門性を備えた者を採用しており、相応の報酬を支給。

(対国家公務員指数(地域別)112.2、対国家公務員指数(地域別・学歴別)109.2)

### Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成18年度)	前年度 (平成17年度)	比較増△減	
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 3,078,647	千円 3,289,611	千円 △ 210,964	(%) △ 6.5
退職手当支給額 (B)	千円 27,454	千円 53,458	千円 △ 26,004	(%) △ 48.7
非常勤役職員等給与 (C)	千円 186,594	千円 182,873	千円 3,721	(%) 2.1
福利厚生費 (D)	千円 352,493	千円 373,056	千円 △ 20,563	(%) △ 5.6
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 3,645,188	千円 3,899,000	千円 △ 253,812	(%) △ 6.6

#### 総人件費について参考となる事項

##### ◎「給与、報酬等支給総額」、「最広義人件費」の増減要因

###### ①給与、報酬等支給総額

前年度比△210,964千円(△6.5%)については、人員削減が主な要因

###### ②最広義人件費

前年度比△253,812千円(△6.6%)については、人員削減に伴う給与支給総額および福利厚生費の減少が主な要因

##### ◎「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取組の状況

###### ①人件費削減の取組に関する事項

平成18年度以降の5年間において、人員について5.1%の削減を行う。

###### ②人件費削減の取組の進ちょく状況

- ・平成17年度定員386人
- ・平成18年度定員373人
- ・人員削減率 3.4%

### Ⅳ 法人が必要と認める事項

特になし。